

京情個審答申第 24 号
令和 6 年 1 月 5 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

個人情報開示決定に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 9 月 20 日付け 4 住第 822 号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った本件請求情報②に係る個人情報開示決定を取り消し、開示決定及び公開決定について期間を延長した理由を個々の案件ごとに確認し、それぞれについて改めて開示決定等又は公開決定等を行うべきである。

その余の審査請求については、不適法なものであり却下すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年4月28日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第12条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、①令和元年7月1日から令和2年4月28日までに審査請求人が開示請求した個人情報と公文書の受付控の全て（以下「本件請求情報①」という。）及び②本件請求情報①に係る開示請求で延長した日数が必要であった具体的事実全て（この答申において「本件請求情報②」という。）を内容とする個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件開示請求に対応する情報を別紙の「件名」欄に掲げる文書と特定した上で、令和2年5月14日、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報開示決定通知書を送付した。
- 3 令和2年5月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年9月20日、諮問庁である京都府知事（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、開示されていない建設交通部所管分以外の本件請求情報①及び本件請求情報①に係る請求に対し延長が必要であった具体的事実を示す文書を全て開示するよう求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、本件請求情報①について、担当課が建設交通部のものしか開示していない。しかし、審査請求人は、京都府住宅供給公社や総務部、監査委員事務局等にも開示請求をしており、処分庁が開示した受付控えが全てではない。
処分庁は漫然と「個人情報開示決定通知書」を作成しており、これは悪質といえる部類の行政の怠慢といえる。
- 2 また、処分庁は、外部から具体的事実を判別できない理由で幾度も延長通知書を出

している。漫然と、恣意的に延長している疑いがあり、本件で延長を必要とする具体的事実を請求しているにもかかわらず、これを開示していない。情報公開制度は、憲法で定められた知る権利の具体化であり、府政の健全な運営を確保するために重要なもので看過できない。

第5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が開示していないと主張する建設交通部所管分以外の本件請求情報①については、総務部政策法務課において個人情報開示決定を行い、令和2年6月9日付け2政第〇号個人情報開示決定通知書で審査請求人宛通知している。
- 2 また、開示請求等についての決定を行う期間を延長する理由は、処分庁内部の事務処理上の事情であり、文書として記録しているものではない。そのため、延長の理由を示した文書は、各請求に対する期間延長の通知書のみであることから、それらを対象文書として、本件処分を行ったものである。
- 3 審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審議会の判断理由

- 1 まず、審査請求人が開示していないと主張する建設交通部所管分以外の本件請求情報①については、諮問庁の職員が当審議会に申述したとおり、総務部政策法務課において個人情報開示決定を行い、令和2年6月9日付け2政第〇号個人情報開示決定通知書で審査請求人宛に通知されている。

したがって、この点に係る審査請求については、その利益がないため、却下すべきである。

- 2 次に、審査請求人が、処分庁は、開示請求等についての決定を行う期間を延長する理由を開示していないとする点について検討し、判断する。

- (1) この点、処分庁が開示した「個人情報開示決定期間延長通知書」、「公文書公開決定等期間延長通知書」及び「公文書公開決定等の期限の特例通知書」には、延長理由は示されているものの、その延長理由に至る具体的事実は示されておらず、審査請求人の請求は首肯すべきものと認められる。

したがって、本件処分のうち本件請求情報②に係る部分を取り消した上で、延長理由として処分庁が記載しているような「対象公文書の特定に時間を要する」状況、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置発令により、当初の公開決定等の期間内に公開決定等を行うことが事務処理上困難である」状況等にあることを客観的かつ具体的に判別できる公文書の有無について、決定を行う期間の延長等を行った個々の案件ごとに確認し、そのそれぞれについて改めて決定を行うべきである。

- (2) この場合において、そもそも本件請求情報②に係る「請求」については、本件開示請求に係る請求書の「開示請求に係る個人情報の内容」欄に記載されている「(延長した日数が必要であった) 具体的事実全て」が本件請求の本質であると捉えるべきであり、必ずしも個人情報の開示請求(以下「開示請求」という。)によってのみではなく、公文書の公開請求(以下「公開請求」という。)によって対応すべきものも含まれていると解される。

そうすると、処分庁は、本件開示請求を受けた当時においては、「審査請求人当人に係る情報」は全て「個人情報」として開示請求によって対応したものと推察されるが、公開請求によって対応すべき情報については、開示請求ではなく、公開請求として請求するよう審査請求人に説明すべきであったといえる。

- (3) 今般改めて、本件請求情報②に係る決定を行うに当たっては、延長に至る具体的事実を示す公文書や情報の内容に応じ、開示請求によって対応すべきものとはともかく、公開請求によって対応すべきものにあつては、別途、公開請求をなすべき旨、審査請求人に対して、丁寧に説明をするべきである。

- (4) なお、審査請求人は漫然と恣意的に延長していると主張するが、処分庁は公開決定等及び開示決定等の期間の延長等に当たって、「対象公文書・個人情報の特定に時間を要すること」を常にその理由又はその理由の一つとしているところ、本件請求情報①に係る期間中(令和元年7月1日から令和2年4月28日までの約10か月間)に本件開示請求に係る担当係において収受し、又は作成した公文書は約10,000件であり、これらの文書から対象文書を特定したものである旨、諮問庁の職員が当審議会に対して申述していることを踏まえると、漫然と恣意的に延長していると直ちに断じることはできない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月20日	諮問書の受理
令和4年11月29日	第1回審議会
令和5年 5月15日	第2回審議会
令和5年 7月21日	第3回審議会
令和5年12月20日	第4回審議会
令和6年 1月 5日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 奥 野 美奈子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子

別紙

請求	件名
本件請求情報①に係る文書	令和元年7月1日付け個人情報開示請求書
	令和元年11月8日付け公文書公開請求書
	令和元年11月27日付け公文書公開請求書
	令和元年12月1日付け個人情報開示請求書
	令和元年12月17日付け公文書公開請求書
	令和2年1月5日付け個人情報開示請求書
	令和2年2月3日付け個人情報開示請求書
	令和2年2月20日付け公文書公開請求書
	令和2年2月28日付け公文書公開請求書
	令和2年4月16日付け公文書公開請求書
	令和2年4月18日付け公文書公開請求書(1)
	令和2年4月18日付け公文書公開請求書(2)
	令和2年4月20日付け公文書公開請求書
本件請求情報②に係る文書	令和元年7月12日付け元住第○号
	個人情報開示決定期間延長通知書
	令和元年11月18日付け元住第○号
	公文書公開決定等期間延長通知書
	令和元年12月11日付け元住第○号
	公文書公開決定等期間延長通知書
	令和元年12月17日付け元住第○号
	個人情報開示決定期間延長通知書
	令和2年1月24日付け2住第○号
	個人情報開示決定期間延長通知書
令和2年2月19日付け2住第○号	
個人情報開示決定期間延長通知書	
令和2年3月5日付け2住第○号	
公文書公開決定等期間延長通知書	
令和2年4月28日付け2住第○号	
公文書公開決定等の期限の特例通知書	
令和2年4月28日付け2住第○号	
公文書公開決定等の期限の特例通知書	